

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

飯能市長 新井重治

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略

ア～エ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略

二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の六十の改正規定、第五十六条の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の十二及び第五十六条の七十六から第五十六条の八十までの改正規定、第五十六条の八十九の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十の改正規定、第五十六条の九十二の二の次に一条を加える改正規定並びに第五十六条の九十三及び第五十七条の五第一項の改正規定並びに附則第十八条第一項の改正規定及び附則第十八条第六の改正規定（同条第十五項第四号及び第八号並びに第三十一項第五号及び第十一号に係る部分を除く）並びに附則第八条の規定 令和六年一月一日

三 第三十六条の三第八項及び第五十一条の十五の十の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 令和六年四月一日

四 第八条の二の二、第八条の二の三、第八条の四、第四十八条の九の七の二、第四十八条の九の七の三及び第四十八条の十八の改正規定 令和七年一月一日

五 第十五条の改正規定 土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

六 附則第十条の二の二第一項及び第八項の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

七 第五十四条の四十五第四項第二号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

八 附則第六条の十六第四項及び第十条の三第一項の改正規定 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行の日

九 附則第十一条に五項を加える改正規定（第五十項及び第五十一項に係る部分に限る） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第三十六条の十一及び第四十九条の十六の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

（事業税に関する経過措置）

第一条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この項において「所得税法等」という。）附則第四十九条に規定する法人（当該法人が清算法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する清算法人をいう。以下この項において同じ。）である場合に限る。他の清算法人を除く。）の政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第一項第二十一号に規定する大損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第二十一条第一項の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第二十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令第三十六条の三第八項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第七条第十五項（第一号に係る部分に限る。）第十六項、第十八項及び第二十一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対応して課すべき不動産取得税につけて適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税につけては、なお従前の例による。（固定資産税及び都市市町村税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市市町村税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税及び都市市町村税につけて適用し、令和四年度分までの固定資産税及び都市市町村税につけては、なお従前の例による。

2 新令附則第十二条第一項第十二号の規定は、施行日以後に新設される同条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対する課すべき令和五年度以後の年度分の固定資産税につけて適用し、施行日前に新設されたこの政令による改正前の方税法施行令附則第十二条第十二号の規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対する課する固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第五条 新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する経過措置）

第六条 令和五年度及び令和六年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用につけては、同条中「十三分の一」とあるのは、「十五分の一」とする。

附則第九条の二の規定の適用につけては、同条中「十三分の一」とあるのは、「十九分の九」とする。

2 令和七年度及び令和八年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用につけては、同条中「十三分の二」とあるのは、「十三分の一」とする。

3 令和九年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用につけては、同条中「三分の一」とあるのは、「九分の七」とする。

4 令和五年度及び令和六年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用につけては、同条中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。

5 令和七年度及び令和八年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第十四条の二第七項の規定の適用につけては、同条中「十三分の二」とあるのは、「十五分の四」とする。

6 令和九年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同条中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十六条の十一の五第一項」を「第六十六条の十一の四第一項」に改め

る。（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行の日以後の不動産の取得に対する暫定措置法施行令の規定による賦止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第八条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による賦止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十一年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条 の表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中（第七十八条の二第一項第一号）を「第七十八条の二第一項第一号」と、「第一百一一条の四第二項第一号」を「第一百一一条の四第二項第一号」と、「次項第一号」を「次項第二号」と、「第七十八条の二第一項第一号」を「第七十八条の二第一項第二号」に改める。

参考

地方税法施行令の一部を改正する政令を〔〕に公布する。

(抜・粹)

御名 御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十一号

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和五年法律第一号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)及び国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第四十五条の二の五」を「第四十五条の二の大」に改める。

第三条の二第一号中「だつて」を「により」に改め、同条第三号中「第五項」を「第四項」に改め、「含む」の下に「又は第五項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む)」を加える。

第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(徵稅更貲の徵收猶予に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第六条の九 法第十五條の二第十項の徵稅更貲(以下この条において「徵稅更貲」という)は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 徵稅更貲は、法第十五條の二第十項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、通常なく、これを返還しなければならない。

3 徵稅更貲は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第六条の九の一第二項第一号中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に改める。

第六条の二十一の二中「第二十二条の四第一項」を「第十五條の二第九項第一号」に改める。

第七条の九第一号中「三年間」の下に「(法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年以前五年間、次号において同じ)」を加え、同条第二号イ中「(二)この条」を「(一)」に改め、同条第三号中「(二)より」を「(一)より」に改め、同条

に次の二項を加える。

2 前項(法第三十二条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下「この項において同じ」という)の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額(法第三十三条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額(以下この項及び次項において同じ)の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額をいう。以下この項及び次項において同じ)の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行ふ。

3 第一項(法第三十二条第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ)の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額(法第三十四条に規定する特定純損失金額(以下この項及び第七条の十三の四第三項において「特定非常災害金額」という)以外の純損失の金額をいう。以下この項及び第七条の十三の四第三項において同じ)又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定純損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

(特定非常災害に係る純損失又は純損失の繰越控除の特例)

第七条の十二 法第三十三条第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

1 固定資産(所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう) 法第三十三条第一項に規定する特定非常災害(次号において「特定非常災害」という)による損失が生じた日とその資産の額度があつたものとみなして所得税法第三十八条第一項又は第二項の規定を適用した場合にそぞの資産の取得費とされる金額に相当する金額

2 繼延資産(所得税法第二条第一項第二十号に規定する繩延資産をいう) その繩延資産の額が前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

3 次条規定は、法第三十三条第五項に規定する政令で定める親族について適用する。この場合にらその借却費として同法第五十条の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費にかかる場合は、その場合に限り、納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するおいて、次条第一項中「納稅義務者」とあるのは、「納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当する」あるは、「ある」この場合において、納稅義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三十三条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による」と、同条第二項中「第三十二条第一項(第一号に係る部分に限る)」とあるのは、「第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

法第三十三条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

第七条の十三の三第一項第一号中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第一項中「補填される」を「埋められた」と改める。